

(仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事業の実施に関しては、周辺住民及び農業従事者等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努め、住民からの意見や要望に対して誠意をもった対応をとること。
- (2) 本事業の実施までに相当の期間を要することから、対象事業実施区域及び周辺地域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化状況を踏まえ、風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となるようにすること。
また、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の周辺においては、本事業者及び他事業者が運営する風力発電所が稼働しており、また、他事業者による複数の風力発電事業の環境影響評価手続きが行われており、これら複数の風力発電事業による累積的影響が懸念される。このため、事業者は協働して累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

騒音、振動及び低周波音について

- (1) 騒音及び超低周波音による心身への影響については、聞こえ方に個人差があり、生活環境等も異なるなど不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- (2) 施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価に当たっては、最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価すること。
- (3) 工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動の発生については、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

水環境について

対象事業実施区域及びその周辺には複数の河川及び猪苗代湖が存在していることから、工事の実施や施設の稼働による土砂や汚水・濁水の発生により、これら河川及び猪苗代湖へ流入しないよう、流入防止策を検討すること。

また、調整池や沈砂池、排水ルートに関して関係機関等各管理者と協議を行うこと。

風車の影

施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず、個人の感受性により心身への影響が懸念されるため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を行い、影響の回避又は極力低減するよう調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

動植物・生態系について

- （１） 対象事業実施区域及びその周辺には、様々な動植物の生息が確認されていることから、施設の稼働及び地形改変等による動植物・生態系へ影響を回避又は極力低減するよう調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
- （２） 対象事業実施区域及びその周辺では、各種コウモリ類や希少猛禽類、渡り鳥の飛翔が予測されていることから、専門家や地元野鳥の会等から助言を得て、影響の回避又は極力低減するよう調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

景観について

- （１） 対象事業実施区域南南東に存在する郡山布引風の高原からの景観に大きな影響が生じる懸念があることから、景観に及ぼす影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の規模、配置等を検討すること。
- （２） 本事業実施に伴う景観に与える影響については、主要な眺望点だけではなく、近隣の集落等において複数の調査地点を設定するなど、日常生活における景観への影響についても適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

人と自然の触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域は郡山布引風の高原からの距離が近いことから、工事の実施及び施設の稼働による影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。